

第六十二回帝國議會 衆議院 手形法案委員會會議錄(速記)第四回

會議

昭和七年六月十四日(火曜日)午前十時五十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 藏園三四郎君

理事 山田 又司君

理事 中野勇治郎君

須之内品吉君 鳩山 秀夫君

岸田 正記君 田尻藤四郎君

原 夫次郎君 荒川 五郎君

伊豆 富人君 内藤 正剛君

清瀨 一郎君

同日委員西村茂生君理事辭任ニ付其ノ補闕トシテ中野勇治郎君當選セリ

出席國務大臣左ノ如シ

司法大臣 小山 松吉君

出席政府委員左ノ如シ

外務省條約局長 松田 道一君

司法政務次官 八並 武治君

司法參與官 岩本 武助君

司法省民事局長 長島 毅君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
手形法案(政府提出、貴族院送付)

○藏園委員長 前回ニ引續キ開會致シマス、議事ニ入ルニ先ツテチヨット御報告致シマス、西村理事ガ理事ヲ辭任致シマシタ、中野勇治郎委員ガ理事ニ當選致シマシタ、仍テ此段御報告ヲ致シマス

○清瀨委員 司法大臣ガ來ラレル前ニ、此時間ヲ利用シテ發言ヲ求メマス私ハ法相ノ出席ヲ待ツテ重要ナル質問ニ點ダケテ致シマシテ、其他ノ留テ居リマス、唯併シ司法大臣ニ伺ヒマスコトノ前提ナリ、理由ト相成リマスルカラ、私ノ本法ニ對スル疑義トスル所ヲ二三述ベサシテ戴キタイト存ジマス、其一ツハ英吉利ヤ亞米利加モ、本條約ニ附イテ來ヤセンカト云フコトノ見込デアリマスルガ、從來ノ議事録ヲ精査致シマセヌケレドモ、私ノ手許ニ

アリマスル雜誌等ヲ調べテ見ルト、英吉利ノ主張ハ斯ウ云フコトヲシイノデス、英吉利ハ植民地及ビ印度ニモ、或ル手形ハ無論ノコト使ハレテ居ルノデルカラ、ソレヲ出シ抜イテ、此條約ニ變ヘルコトガ出來スト云フコトガ一ツト、モウ一ツハ英吉利デハ獨逸、佛蘭西ノ如ク民法ト商法ト云フモノヲ分ケテ居ラヌノデス、英吉利ノ普通法ハ

衡平法「コンモンロー・イクイチ」ノ中ニ織込マレテ居ルカラ、手形法ダケヲ切離シテ改正スルコトハ實行不可能ダト云フノデ、參加シナイヤウデアリマスルカラ、此參加ハ私ハ絶對ニモウ見込ガナイト思フノデス、英國ガ「コンモンロー」ヲ棄テルナント云フコトハアル筈ガナイ、亞米利加ノ參加シナイ譯ハ、亞米利加ノ立法權ハ各州ニア

ルノダカラシテ、是デ條約ヲシテモ其實行ヲ請合フコトハ出來ヌ、斯ウ申シテ居ルノデアリマスルカラ、是モ私ハ

付託議案
手形法案(政府提出、貴族院送付)
身元保證ニ關スル法律案(一松定吉君外四名提出)
利息制限法中改正法律案(一松定吉君外四名提出)
刑事訴訟法中改正法律案(一松定吉君外四名提出)
行政執行法中改正法律案(一松定吉君外四名提出)
嫡出子又ハ庶子ニ非サル子ノ名稱ニ關スル法律案(一松定吉君外四名提出)
計量士法案(一松定吉君外四名提出)
度量衡法中改正法律案(一松定吉君外四名提出)
評理士法中改正ニ關スル建議案(中井一夫君提出)
稅務代理人法制定ニ關スル建議案(中井一夫君提出)
利息制限法中改正法律案(森田福市君外五名提出)
民法中改正法律案(土井權大君外五名提出)
商法中改正法律案(土井權大君外五名提出)
民法中改正法律案(土井權大君外五名提出)
商法中改正法律案(土井權大君外五名提出)

或ル統一法が出来ルカ必要ナクデア
ル、若シ日本ダケデアタラ、善カレ惡
カレ三十年、手形法が出来テカラ言ヘ
バ四十年間ヤリ來タモノヲ使フ方ガ
宜イト思フノデアリマス、ソコデ丁度
司法大臣ガ御見エニナリマシタカラ、
司法大臣ニ特ニ御伺致シマス、ソレハ
吾々ガ此法律案ニ賛成ヲ致シ、又
陛下ノ御裁下ヲ受ケマシテモ、若モ條
約ニ豫想サレテ居ル國際聯盟常任理事
國ノ中、三箇國ノ批准ガ八月末マデニ
揃ハナイ、又ソレガ揃ウテモ、ソレ自
體ノモノヲ合セテ、七箇國ノ批准ガ揃
ハナイト云フコトデ、此條約ガ不成立
ニナル場合ニハ、一旦發布サレタ法律
デアリマシテモ、是ハ勅令ヲ以テ施行
スルノデアリマスカラ、施行勅令ノ發
布無キヤウ御計ヒニ相成ル御積リデア
リマセウカ、前ニハ明治四十三年法律
五十一號ト云フノモ、一旦批准シテ
發布サレテ、ソレデ大方二十年間施行
シナイ、大正十四年四月一日ニ、別ノ
法律デ之ヲ廢止シタト云フ實例モアル
ノデアリマスカラ、此扱ヲ政府ガ爲サ
ルデアリマセウカ、殊ニ司法省ハ本來
政黨外ニ御立チニナル性質ノモノデア
リマスカラ、内閣ガ迭々場合モ後任者
ガ恐ラク今ノ御言明ヲ守ラレルノデア
ラウト思ヒマスガ故ニ、此點ニ關シテ
ハ重要ナルコトデアリマスカラ、司法

○小山國務大臣 只今清瀨委員ヨリ、
若シ條約ガ不成立ニナリマシタ場合ニ
於テ、兩院ヲ通過致シマシタ手形法案
ガドウナルカト云フ御尋ガアリマシ
タ、ソレハ御意見ニモアリマシタ如ク、
サウ云フ場合ガ生ジマシタナラバ、其
手形法案ハ施行シナイデ居ル積リデア
リマス、ソレダケ申上ゲマス

○清瀨委員 尙ホ一點司法大臣ニ御伺
致シテ置キタイト思ヒマス、後ニ時間
ガアレバ御聽キヲ賜ハリタイト思フノ
デアリマスガ、私ノ見ル所デハ、此法律
ハ同じ意味デモ幾ラカ字句ノ改正ノ餘
地ガアルト思フノデアリマス、條約ニ
許ス範圍ニ於テ、若シ後日實務上必要
ナラバ修正ハ御同意ナサル御考デセウ
カ、ソレモ伺ヒマス、是ハ私人ノ要
求デハアリマセヌ、皆ガ聽キタイト思ッ
テ居ル所デアリマスカラ、御答ヲ願ヒ
マス

○小山國務大臣 清瀨委員ノ第二ノ御
尋ネハ、詰リ條約ノ字句ノ釋明ト云フ
コトニ見ラレル所デアリマスナラバ、
差支ナイト思ッテ居リマス

○清瀨委員 ソレデ私ガ政府ニ御尋ス
ルコトハ終ッタノデアリマス、多數ノ質
問ヲ留保シテ居リマシタガ、會期ハ本
日切リデアリマス、之ヲ質問應答致シ

マシテモ徒ニ時間ヲ取りマセガ、何故
私ガ今釋明ノ立法ヲ要求シタカト云フ
コトガ分リマスヤウニ、私ノ疑義トス
ル所ヲ述ベサセテ戴キタイト思ヒマス
○藏園委員 ソレデハ極ク簡單ニ
○清瀨委員 ソレデハ所々是非必要ナ
コトダケヲ申上ゲテ置キマス、ヤハリ
此法文ノ順序デ申上ゲマス

先ツ第一條ニ關係スルコトト致シマ
シテ、本案ガ無記名ノ爲替手形ヲ禁止
セラレ、又選擇持參人拂ノ手形ヲ禁止
タ、即チ今ノ商法ノ百四十九條無記名、
百四十九條ノ二、選擇持參人拂ノ手形
ヲ禁止タコトハ寔ニ私ハドウモ不便デ
アラウト思フ、「オンペアラール」ト云フ
持參人拂ノ、而カモ英文ノ送金手形ガ
我國ニ非常ニ行ハレテ居リマスルノ
爲、果セル哉、正金モ手形交換所モ商
工會議所モヤハリ之ヲ存置スル意見
ダッタヤウデアリマスカラ、是ノナイコ
トハ私ハ本法ヲ實行スルニ付テ非常ニ
不便デアラウト存ジマス、此事ヲ一寸
申上ゲテ置キマス、ソレカラ第二條ニ

牽聯シマシテ、此第二條以下ニ住所ト
云フ文字ガアリマスガ、日本ニ於テ住
所ハ、民法ニ生活ノ本據ト云フテ居リ
マスケレドモ、此法律ノ文字ハ、生活
ノ本據トハ認メ難イノデアリマス、第
一ニ營業所ハ生活ノ本據デモナシ、又
住ッテ居ル所モ、我國ノ生活ノ本據ト認

メラレナイ、所謂店ト云フヤウナモノ
モ、例ヘバ辯護士ノ事務所、サウ云フ
モノモ住所ノ中ニ入ルモノトシテ、本
法ヲ實行シナケレバナラヌト思ヒマス
ガ、是モ民法ト商法トノ間ノ衝突デ、
此法律ヲ實行シタラ必ズ翌日ニ起ル疑
義デアラウト思ヒマス、ソレカラ自己
宛指圖是ハ大審院デ自己宛指圖ハ宜イ
ト伺ッテ居リマスカラ、第三條ハ是デ

宜カラウト思ヒマス、ソレカラ第四條
ハ他ノ書物ヲ見ルト、佛蘭西ノ「ドミ
シヤテール」ト云フモノヲ認メタト、
斯ウ云フ風ニ書イテアリマスガ、第二
十七條ト關聯シマス、此規定ハ甚ダ
曖昧ナモノデアアル、恐ラク第二十七條
ノ「何々方」ト云フモノト同じコトデ
アリマスルガ、第二十七條第一項ヲ讀
ムト「振出人カ支拂人ノ住所地ト異ル
支拂地ヲ爲替手形ニ記載シタル場合ニ
於テ第三者方ニテ支拂ヲ爲スヘキ旨ヲ
定メサリシトキハ支拂人ハ引受ヲ爲ス
ニ當リ其第三者ヲ定ムルコトヲ得之ヲ
定メサリシトキハ引受人ハ支拂地ニ於
テ自ラ支拂ヲ爲ス義務ヲ負ヒタルモノ
ト看做ス」、此後段デス、「之ヲ定メサリ
シトキハ引受人ハ支拂地ニ於テ自ラ支
拂ヲ爲ス義務ヲ負ヒタルモノト看做
ス」デスカラ、之ヲ定メタル場合ニハ

定メタナラバ第三者ガ支拂ヲ爲ス義務
ヲ負フト云フ風ニ解セザルヲ得ヌ、ドッ

チカニ義務ガナケレバナラヌ、サウス
 ルト此第三者、即チ「ドミッシャター
 ル」ハ義務ヲ負フコトニナル、第四條
 ノ方ノ第三者ハ、住所ヲ貸スダケノモ
 ノノヤウニ思ヘル、是ハ此案バカリデ
 ハナイ、佛蘭西ノ法律ニ於テモ其疑義
 ガアルサウデアリマス、本法モ果シテ
 第三者支拂場所ノ人間ガ一種ノ義務ヲ
 負フテ居ルノカ、或ハ單ニ其場所ヲ貸
 スダケ宜イノカト云フコトガ明白デ
 ナイノガ此案ノ疑義ノ一ツデアルト思
 ヒマス、ソレカラ第四條——昨日モ言ッ
 タト思ヒマスガ、支拂人ノ住所ト云ッ
 テ居ル、是ハ原文デハ住所ト云ハ「ロカ
 リテイ」ト云フ文字ガ使ッテアリマス、
 所ガ一條飛ンデモウ一ツ前ノ第二條ニ
 ハ「プレース・オブ・ドミサイル」ト言ッ
 テ居ル、翻譯デハ「プレース・オブ・ド
 ミサイル」モ住所ト謂フ、ソレカラ
 「ロカリテイ・ホエヤ・ゼ・ド・ローア
 ー・ハズ・ヒズ・ドミサイル」是モ住所地
 ト謂フ、二ツトモ同ジヤウニ翻譯サレ
 テ居リマスケレドモ「ロカリテイ」
 ハ「ドミサイル」ヨリモ廣イ意味ノモ
 ノデアルト云フコトハ、用語上明瞭デ
 アリマスカラ、之ニ對シテ疑義ノ起ッ
 時、ニハ第四條ノ「ロカリテイ」ハ、
 「プレース」ヨリハ廣イモノデアルト
 云フコトハ判例デ示スナリ、解釋立法
 デ示スナリノ必要ガアルト思フ、「ロカ
 リテイ」ト云フ文字ハ二十二條ノ第
 二項ニモアル、是モヤハリ廣イ意味ニ
 ナル、是等ノ疑義ノ解決ガ必要デア
 ルト思ヒマス、ソレカラ第五條ノ利息手
 形ヲ設ケラレタコトハ宜イノデアリマ
 スケレドモ、我國ノ要求ハ、正金銀行
 デモ、手形交換所デモ、確定日拂ノモ
 ノモ矢張り利息ヲ認メヨウト云フノデ
 アリマスカラ、是ガナイコトヲ私ハ遺
 憾ト思ヒマス、此處デ四十八條ト四十
 九條ニ關聯シテ申上ゲタイト思ヒマス
 ガ、利息手形ガ不渡ニナリマシタラ、不
 渡ノ日迄ハ契約利息デ支拂ハレ、不渡
 以後モ亦其率ニ依ルコトハ、日本ノ法
 律ノ精神トスル所デアアル、民法ニハ其
 規則ガアル、一旦約定利息ヲ付ケル以
 上ハ、不履行ノ場合ハ其率ニ依ルベキ
 モノト思ヒマスガ、四十八條ヲ見ルト、
 假令利息ヲ契約シテ居ル手形デアッテ
 モ、不渡以後ハヤハリ年六分ニ決ッテ
 居ルラシイ、是ハドウモ私ハ無理デア
 ラウト思ヒマス、若シ七分ノ利息ガ付
 テ居ルノニ、不渡ニナッタカラト云ッテ
 六分デ通スト云フノハ、義務不履行ヲ
 シタ者ガ得ヲスルコトトナル、又五分
 ノ利息ヲ付ケテ居ルノニ、不渡ニナッ
 カラト云ッテ、六分デ行クト云フノモ無
 理デアラウト思ヒマスカラ、利息手形
 ニ就テハ約定率ニ依テ遲延利子ノ支拂
 ラシナケレバナラヌト私ハ思ヒマス、
 是ハ解釋立法デハ行ケナイカモ知レマ
 セヌガ、斯ウ云フ不便ハ國際會議ニ提
 案シテモ除クベキモノデアアル、ソレカ
 ラ此處デ「利息ノ約定」ト云フ文字ガ
 使ッテアル、約定ト云フト、日本デハ契
 約ト云フ意味ニナッテ居ル。併シ手形行
 爲ヲ單獨行爲デアルト見マス、此約
 定ノ儘デハ不適當デアアル、原文ヲ見ル
 ト「スチビュレト」ト云フコトニナッ
 テ居ル、此「スチビュレト」ヲ御譯
 シニナッテ居ル他ノ場合ヲ見ルト、必ズ
 シモサウデハナイ、五條及ビ九條ニ在
 ル「スチビュレト」ハ「文言」十五條
 ニモ「文言」二十五條ニハ「記載」ト
 ナッテ居ル故ニ、此處ニモ「利息ノ記載」
 ト書ケバ、約定ト云フ文字ハ私ハ要ラ
 ヌ字デアルト思フ、手形行爲ノ性質ヲ
 紛淆スル虞レガアル文字デアラウト存
 ジマスカラ、是モ申上ゲテ置キタイト
 思ヒマス、ソレカラ十七條ニ飛ビマス、
 此法律デハ「訴訟スル」ト云フコトヲ
 「請求」ト致シテ居ルガ、恐ラクハ翻
 譯サレル方ガ、是ハ私法デアアルカラシ
 テ、訴訟法トハ違フノダト云フ考ヘデ、
 請求ト云フ文字ヲ御使ニナッテデア
 ラウト思ヒマスケレドモ、外國ノ立法又
 ハ條約ト云フモノハ、日本ノヤウニ訴
 訟法ト民法ト別ニシテ書クナドト云
 フ潔癖ナコトハシテ居リマセヌ、矢張
 リ十七條ハ英語デ「シュード」、佛蘭西語
 デハ「アクシオンネ」、是ナドハ矢張「訴
 ヲ受ケル」ト云フヤウニ解スルノガ私
 ハ適當デアラウト思ヒマス、昨日モア
 ノ「合同」ノ所デ第二項ハ矢張「請求」
 ダト仰シヤイマシタケレドモ、佛蘭西
 語ノ「アジール」ト云フコトモ、是モ
 訴訟スルト云フ字ナノデス、英語ノ「プ
 ロシーディング」ト云フコトハ、言フ
 マデモナク訴訟ノコトデアアル、ソレデ
 他ノ場合ニ、民法上ノ請求モ此法案デ
 ハ請求ト云ハレ、訴訟モ亦請求ト云ハ
 レテ混同シテ居ルガ、是モ立法的ニ、
 或ハ學說的ニ決メテモ宜イヤウナモノ
 デアルケレドモ、紛雜ヲ來スモノデ、
 適譯トハ申上ゲ難イト思ヒマス、ソレ
 カラ第十八條ニ「バリユー・イン・コレ
 クション」ト云フ場合ニ、「コレクショ
 ン」ヲ回收ト云フテ居ル、「フォーア・コ
 レクション」ノ場合ニハ「コレクショ
 ン」ヲ「取立」ト云フテ居ル、斯ウ云
 フ風ニ「回收ノ爲」「取立ノ爲」ト言ッ
 テ居ラレマスガ、恐ラク此「爲」ノ字
 ヲドチラニモ御使ヒニナリマシタカ
 ラ、回收ト取立ト言葉ヲ變ヘナケレバ
 ナラヌト思ッテ御使ニ別ケニナッテ居
 ン「バリユー」ト云フ言葉ハ手形ト云
 フ言葉デアアル「バリユー・イン・コレク
 ション」ト云フノハ「取立手形」ト云
 フ文字デアアル、日本ニ於テモ實際サウ

云フ「取立手形」ト云フ文字ヲ使フノ
デアルカラ「回收ノ爲」デハナイ、下
ノ方ダケニ「取立ノ爲」トアルガ、此
邊モ譯語ガ不適當デアツテ「バリュー」
ノ文字ガ分ツテ居ナイノデハナイカ、
私ハ佛蘭西語ハ知ラナイノデアルケレ
ドモ、私ガ學校デ稽古シタ範圍ニ於テ
モサウデアルカラ、間違ヒナイと思ヒ
マス

出人之爲ニ保證シタモノト見ルト云フ
ノダガ、日本ノ今ノ法律ハ引受人ノ爲
ニシタモノト見ル、將來條約モ變へ、
法律モ變ヘル時分ニハ、引受ノ爲ノ保
證ト見ルコトガ道理上正シイト思ヒマ
ス、ソレカラ三十七條ノ一項、二項、
三項、爲替手形ノ呈示期間ハ前項ノ規
定ニ從ヒテ之ヲ計算ス」ト云ツテ居ル
ガ、是ハ前二項ダト思フ、原文ニモ

略致シマス、四十三條、是ハ文脈ノコ
トデスケレドモ、第一項ニ「満期ニ於
テ」ト云フノハ、此原文ハ満期ニ於テ
遡求權ヲ行フト云フコトデアリマス、
即チ支拂ナキトキハ満期ニ於テ遡求權
ヲ行フト云フノデ、遡求權ノ行使ガ満
期ニ掛カテ居ル、支拂ノナイノガ満期
ダト云フコトデナク、ヤハリ遡求權ヲ
行フノガ、是ハ満期ニ於テデアツテ、満
期デナイノニ遡求權ヲ行フトガアル
カラ此規定ヲ要シタモノデアリマス、
是ハ文章ガアリヤコリヤニナツテ居ル、
幾ラカ意味ガ違フト思ヒマス、ソレカ
ラ四十四條ノ「オーセンチック・アクト」
ヲ公正證書ト御譯シニナツタノハ一寸
當ラヌト思ヒマス、公正證書以外ノモ
ノモ「オーセンチック・アクト」ト云ヒ
マス、ソレカラ四十六條、是ハ今デモ
日本デヤツテ居ルノデスガ、「無費用償
還」、「拒絕證書不要」之ヲ見ルト、今
マデ日本デハ拒絕證書ヲ要セズト云フ
下ニ判ダケ捺シテ居ルノデアリマス、
今度ノ法律ヲ正面ニ解釋スルト、拒絕證
書ヲ要セズト云フ文句ソレ自身ニ、署
名シナケレバナラヌト思ヒマス、署名
シタル無費用償還、拒絕證書不要トア
リマスカラ、ドウシテモ右様ナ解釋ニ
ナリマス、是モサウシナケレバナラヌ
ナラバ、我慢シテ二ツ署名シマスケレ
ドモ、是モ一寸杓子定規ノ一ツノヤウ

ニ思フ、或ハ解釋上我國デハ手形ニ署
名シタラ、「拒絕證書不要」ニハ署名セ
スデモ宜イトモ解セラレナイデアリマ
セウガ、是デハ他人ガ書キ入レルト困
ル、今迄ハ判ダケ押シテ居ルガ、サウ
云フコトデ宜イト云フ解釋ガ出來レ
バ、ソレモ宜カラウト思ヒマスガ、本
當ニ正シイ法律ヲ作ルナラバ、モット
書方ヲ變ヘタイト思フ

次ノ「擔保ノ爲」「質入ノ爲」ト云フ
所デスガ、是ハ「バリュー・アン・ガラ
ンチー」「バリュー・アン・ガージュ」ト
云フノハ「擔保手形」「質入手形」ト云
フノデアリマス、日本ノ實例ニ於テモ
「爲」ト云フ字ハ書カヌ、擔保手形、
質入手形ト云フノデアルカラ、是ハ其
通りニ使用スルノガ宜カッタデアラウ
ト思ヒマス、ソレカラ二十七條ノ第二
項デス、是ハ翻譯ハ直譯ニ過ギタノデ
私ハ原文ノ第二項ノ始メハ、ドウシテ
モ「アット・ゼ・ドミサイル」ト云フ文
字ハ間違ッテ居ル「イン・ゼ・プレース・
オブ・ゼ・ドミサイル」ト云ハナケレバ
ナラヌト思ヒマス、即チ「住所地ニ於
テ支拂フヘキモノナルトキハ支拂人ハ
引受ニ際シテ支拂地ニ於ケル支拂ノ場
所ヲ定ム」ト書クベキデアツタ、是ハ原
文モ譯文モ「地」ガ抜ケテ居ル、ソレ
カラ三十一條第三項、是ハ立法ノ精神
ノコトデス、「保證」ハ此法律案デハ振

「プレシーディング・バラグラフ」ト云ッ
テ、復數ニ書イテアリマセヌケレドモ、
ヤハリ前二項ヲ使ハヌト行ケルモノデ
ナイカラ「前各項」トカ「前二項」ト
カ云ハナケレバナラヌト思ヒマス、ソ
レカラ四十條ノ第二項ニ、「フロード」
ト云フ文字ヲ、單ニ「惡意」ト譯サレ
タノハ私ハイケマイト思ヒマス、佛蘭
西語デモ「ユス・フロード」ト云ツテ居
ル、英語デモ「ギルチー・オブ・フロ
ード」ト云ツテ、「フロード」トカ「フロ
ード」ト云ツテ、トカ云フコトハ、單純
ノ惡意トノ意味ガ違ヒマス「バット・フ
エース」トカ「マラ・ファイデ」トカ云
フコトハ「フロード」トハ違フノデア
リマスカラ、是ハヤハリ「詐欺ノ意思」
ト云フ風ニ持ツテ行カナイト原文ニ忠
實ナモノデナイト思ヒマス、無論結果
モ相違シマス、ソレカラ四十一條、是
ハ私ハ資本逃避法トノ關係ヲ心配スル
ノデアルガ、昨日申上ゲマシタカラ省

合同シテ責ニ任ズナドト云フコトハ穩
當デナイ、合同ト云フ文字ヲ日本語デ
言フト、合セ同スルデアル、引括メル
ト云フコトニナツテシマフ、鳩山君ノ
御著述、又石坂博士ノ御著述等ヲ見マ
スト、不真正連帶、獨逸語デ云ヘバ「ウ
ンエヒテ・ゾリダリテート」ト云フモ
ノト説明セラレテ居リマスガ、實ハ此
場合ハ道理上不真正連帶デアル、此文
字ヲ使フベキデアツタ、此四十七條ノ佛
蘭西文ノ方ヲ見マスト云フト「ソリデ
ール」トアリマス、「トニユー・ソリデ
ールマン」ト云ツテ居リマス、デスカラ
今迄ノ法律語ヲ使ヘバ不真正連帶者ト
シテ責ヲ負フト書クベキデアツタ、或
ハ又英文ノ方ノ「ジョイント・エンド・セ
ベラル」ノ意味ヲ採ツテ「共同シテ又
ハ各別ニ責ヲ負フ」ト、斯ウ云フヤウ
ニ御書キニナツテモ宜カッタ、此案デハ
合同ト云フ文字ヲ勝手ニ選ンダコトニ

「アット・ゼ・ドミサイル」ト云フ文
字ハ間違ッテ居ル「イン・ゼ・プレース・
オブ・ゼ・ドミサイル」ト云ハナケレバ
ナラヌト思ヒマス、即チ「住所地ニ於
テ支拂フヘキモノナルトキハ支拂人ハ
引受ニ際シテ支拂地ニ於ケル支拂ノ場
所ヲ定ム」ト書クベキデアツタ、是ハ原
文モ譯文モ「地」ガ抜ケテ居ル、ソレ
カラ三十一條第三項、是ハ立法ノ精神
ノコトデス、「保證」ハ此法律案デハ振

「プレシーディング・バラグラフ」ト云ッ
テ、復數ニ書イテアリマセヌケレドモ、
ヤハリ前二項ヲ使ハヌト行ケルモノデ
ナイカラ「前各項」トカ「前二項」ト
カ云ハナケレバナラヌト思ヒマス、ソ
レカラ四十條ノ第二項ニ、「フロード」
ト云フ文字ヲ、單ニ「惡意」ト譯サレ
タノハ私ハイケマイト思ヒマス、佛蘭
西語デモ「ユス・フロード」ト云ツテ居
ル、英語デモ「ギルチー・オブ・フロ
ード」ト云ツテ、「フロード」トカ「フロ
ード」ト云ツテ、トカ云フコトハ、單純
ノ惡意トノ意味ガ違ヒマス「バット・フ
エース」トカ「マラ・ファイデ」トカ云
フコトハ「フロード」トハ違フノデア
リマスカラ、是ハヤハリ「詐欺ノ意思」
ト云フ風ニ持ツテ行カナイト原文ニ忠
實ナモノデナイト思ヒマス、無論結果
モ相違シマス、ソレカラ四十一條、是
ハ私ハ資本逃避法トノ關係ヲ心配スル
ノデアルガ、昨日申上ゲマシタカラ省

略致シマス、四十三條、是ハ文脈ノコ
トデスケレドモ、第一項ニ「満期ニ於
テ」ト云フノハ、此原文ハ満期ニ於テ
遡求權ヲ行フト云フコトデアリマス、
即チ支拂ナキトキハ満期ニ於テ遡求權
ヲ行フト云フノデ、遡求權ノ行使ガ満
期ニ掛カテ居ル、支拂ノナイノガ満期
ダト云フコトデナク、ヤハリ遡求權ヲ
行フノガ、是ハ満期ニ於テデアツテ、満
期デナイノニ遡求權ヲ行フトガアル
カラ此規定ヲ要シタモノデアリマス、
是ハ文章ガアリヤコリヤニナツテ居ル、
幾ラカ意味ガ違フト思ヒマス、ソレカ
ラ四十四條ノ「オーセンチック・アクト」
ヲ公正證書ト御譯シニナツタノハ一寸
當ラヌト思ヒマス、公正證書以外ノモ
ノモ「オーセンチック・アクト」ト云ヒ
マス、ソレカラ四十六條、是ハ今デモ
日本デヤツテ居ルノデスガ、「無費用償
還」、「拒絕證書不要」之ヲ見ルト、今
マデ日本デハ拒絕證書ヲ要セズト云フ
下ニ判ダケ捺シテ居ルノデアリマス、
今度ノ法律ヲ正面ニ解釋スルト、拒絕證
書ヲ要セズト云フ文句ソレ自身ニ、署
名シナケレバナラヌト思ヒマス、署名
シタル無費用償還、拒絕證書不要トア
リマスカラ、ドウシテモ右様ナ解釋ニ
ナリマス、是モサウシナケレバナラヌ
ナラバ、我慢シテ二ツ署名シマスケレ
ドモ、是モ一寸杓子定規ノ一ツノヤウ

ニ思フ、或ハ解釋上我國デハ手形ニ署
名シタラ、「拒絕證書不要」ニハ署名セ
スデモ宜イトモ解セラレナイデアリマ
セウガ、是デハ他人ガ書キ入レルト困
ル、今迄ハ判ダケ押シテ居ルガ、サウ
云フコトデ宜イト云フ解釋ガ出來レ
バ、ソレモ宜カラウト思ヒマスガ、本
當ニ正シイ法律ヲ作ルナラバ、モット
書方ヲ變ヘタイト思フ

ナル、其儘デハ意味ガ分ラヌ、此儘ニスレバ意味ノナイ法律ヲ作ルコトニナル、本條ヲ生カシメテ使ハウトスレバ、今一條ヲ設ケテ「本法ニ謂フ合同トハ不真正連帶ナリ」トカ、或ハ又「共同又ハ各別ニ債務ヲ負フ意味ナリ」トカ書イテヤラスト云フト、意味不通ノ法律トナル、手形法ハ裁判官ト辯護士ダケデナクシテ、一般ノ人モ知ラネバナラス、銀行家モ運送業者モ、製造業者モ、皆心得ネバナラスノデアアルカラ、今度合同シテ責ヲ負フヤウニナッタト云フノデハ、サッパリ分リマセヌカラ、差當リノ處置トシテハ、司法省カラデモ解釋ヲ御發表ニナツテ、之ヲ明ニセラレルコトヲ望ミマス、御著述デハ十分ニ行渡ラヌト思ヒマスカラ、省ノ解釋ヲ御發表ニナルノガ宜カラウト思ヒマス、曩ニ治安維持法ヲ御發布ニナツタ時ニモ、私ハソレヲ願ヒマシタ、司法省ニ御注文バカリ申上ゲルヤウデスガ、アノ時モ私ハ司法省ノ御解釋ヲ要求シタ、其結果司法省ト内務省ノ共同解釋ガ出タガ、ソレト同シヤウニ、此度モ司法省ノ解釋ヲ御出シニナツテ、要所要所ニ御廻シニナル方ガ宜カラウト思ヒマス、ソレカラ第二項ノ「請求」ハ英文ハ「プロシーディング」、佛蘭西語ノ「アジュール」共ニ「訴フ」ト云フ文字デアリマス、此項ハ出訴ノ順序ヲ書イタノ

デアリマス、故ニ「素直ニ訴フ」ト譯スベキデ「請求」ト譯スベキデナカッタト思ヒマス、ソレカラ四十八條四十九條ハ今濟ミマシタカラ略シマス、ソレカラ五十五條、是モ突然「豫備支拂人」ト云フコトニ書イテオシマヒニナツタガ、原文ハ「エ・パーソン・ギビング・ア・ア・バール・メー・スベシファイ・エ・パ・ソン・フー・イズ・ツ・ア・クセプト・オア・ペー・イン・ケース・オブ・ニー・ド」即チ「必要アル場合ニハ引受又ハ支拂ヲ爲ス人」、斯ウヤツテ、ソレカラ次ニ「レフ・フリー」トカ言ツテ簡單ニ表ハシテ居リマスガ、是モ「必要アル場合ニハ引受又ハ支拂ヲ爲スヘキ人」トヤツテ、括弧デモシテ「豫備支拂人」トヤツテ置イテ、ソレカラ先ヲズツ豫備支拂人デ御行キナラヌト云フト、イキナリ法律ヲ知ツテ居ラレル方ガ豫備支拂人ト云フコトヲヤツテシマハレルコトハ無理ダラウト思ヒマス、殊ニ原文ハソコニ意ヲ用ヒテ説明ラシタ原文デアリマスカラ、直ニ此豫備支拂人ノ文字ヲ以テ當テルコトハ、所謂官僚式デハアルマイカト思フノデアリマス

ソレカラ約束手形ノ方デ一ツダケ申上ゲテ置キタイト思ヒマス、七十八條第二項、此原文ハ此處ニ「ウイザー」ト云フ字ヲ使ツテ居リマス、是ハ外務省ノ方ガ能ク御承知デアリマスガ、旅行券ヤ何カラ出シテ、ソコデ認證ヲシテ貰フノガ「ウイザー」デアリマスガ、原文ハ直譯スルト其「ウイザー」認證ノ爲ニ「マスト・ビー・プレゼンテッド」即チ呈示シナケレバナラス、ソレニ此譯デハ「一覽ノ爲ニ呈示スルコトヲ要ス一覽後ノ期間ハ振出人ガ手形ニ一覽ノ旨ヲ記載シテ署名シタル日ヨリ進行ス」斯ウ云フ風ニシテ、一覽ト云フノハ見ルコトデス、見セル爲ニ呈示スル所ガ呈示スルト云フコトハ見セルコトデスカラ、一覽ノ爲ニ呈示スルト云フナラバ、呈示スルト云フ意味ニナル、是ハ約束手形ダカラシテ、一覽後定期拂ノ約束ダカラ「本日附呈示相受候」ト認證シテ貰フ爲ニ、呈示スルノデアリマス、政府提出ノ本案デハ原文ノ「フ・ア・ゼ・ウイザー」ト云フコトガチットモ響イテ居ラヌト思ヒマス、是モ私ハ譯文ノ粗漏デアラウト思ヒマスシ、且ツ又是ガ爲ニ意味ガ不明ニナツテ居ルト思ヒマス、尙細カナ文脈、殊ニ「ポ・ジテイ・ヴ」デ書イテアルモノヲ「ネガテイ・ヴ」ニ書カレタコトナドハ申上ゲマセヌガ、斯ノ通り、幾分此條約ニ附屬サレタモノハ裁判モアリマスシスルノデアルカラ、通常ノ小説デアルトカ、論文ナラバ宜イノデアリマスガ、裁判ハ假名遣一ツガ問題ニナルノデアリマスカラ、非常ニ嚴重ニシナケレバナラス、

言葉ヲ統一シナケレバナラスノデアリマスガ、今迄ノ憲法制定以後、殊ニ梅先生ガ非常ニ骨ヲ折ツテ、言葉ヲ統一サレマシタガ、アレ以後ノ法律ノ書キ方ハ、如何ニ、翻譯法律ト言ヒナガラ、文章語呂ガ違ツテ居リマスカラ、蓋シ疑義百出デアラウト思ヒマスガ、之ニ對シテハ今司法大官ガ適當ニ善處スル考デアルコトヲ表明サレマシタカラ、ソレヲ信ジマシテ、本案ニ贊成致シマス

○中野委員 本案ニ對シマシテハ數日ニ互リマシテ慎重ニ審議セラレ、詳細ヲ極メタ質問應答モアリマシタノデ、モウ此程度ニ於テ質問ヲ打切り、討論ヲ省略シテ、直チニ原案ノ通り可決サレンコトヲ希望致シマス

○藏園委員長 中野君ノ御動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○藏園委員長 異議ナシト認メマス、採決ニ入りマス、此法案ハ浩瀚ナ法案デアリマスカラ、採決ノ方法ハ第一編爲替手形、第二編約束手形、第三編則、ソレカラ全體ニ對シテ採決致シマス、第一編爲替手形ニ對シテ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○藏園委員長 異議ナシト認メマス、第二編約束手形、之ニ異議ハゴザイマ

セヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○藏園委員長 異議ナシト認メマス、
附則

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○藏園委員長 異議ナシト認メマス、
手形法全體ニ對スル採決ヲ更ニ念ノ爲
ニ致シマス、本法案ニ御異議ガゴザイ
マセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○藏園委員長 手形法案全體ニ付テ御
異議ガアリマセヌモノト認メマシテ、
滿場一致茲ニ可決致シマス、今日ハ是
デモウ委員會ハ終了シタイト思ヒマス
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○藏園委員長 ソレデハ是ニテ散會致
シマス

午前十一時四十分散會